

## 障害状態チェックシート（請求者記入）

- ・障害基礎年金および障害厚生年金の受給権者の障害の程度が重くなり、下表の1～22のいずれかに該当した場合は、前回診査日から1年を待たずに年金額の改定請求を行うことができます。
- ・下の太枠欄に該当する障害の状態をチェックし、診断書と一緒に医師に渡してください。
- ・年金額の改定請求をした結果、必ずしも上位等級が認められるものではありませんのでご了承ください。

(前回診査日) 平成 年 月 日※機構記入

✓	番号	障害の状態
	1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
	2	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
	3	8 等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野がそれぞれ 5 度以内のもの
	4	両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの、かつ、8 等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野の合計がそれぞれ 56 度以下のもの
	5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	6	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	7	喉頭を全て摘出したもの
	8	両上肢の全ての指を欠くもの
	9	両下肢を足関節以上で欠くもの
	10	両上肢の親指および人差し指または中指を欠くもの
	11	一上肢の全ての指を欠くもの
	12	両下肢の全ての指を欠くもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る） ※完全麻痺の範囲が広がった場合も含む
	15	心臓を移植したもののまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの
	16	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの
	17	人工透析を行うもの（3月を超えて継続して行っている場合に限る）
	18	6月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人工膀胱（ストーマの処置をしないものに限る）を使用しているもの
	19	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態及び尿路の変更を行った状態が6月を超えて継続している場合に限る）
	20	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用又は自己導尿を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態及び排尿の機能に障害を残す状態が6月を超えて継続している場合に限る）
	21	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの
	22	人工呼吸器を装着したもの（1月を超えて常時装着している場合に限る）
(記入日) 平成 年 月 日		(請求者氏名)

この太枠の該当欄に記入してください

診断書を記入される医師の方は裏面をご覧ください

※障害の状態に対応する診断書は裏面をご確認ください。